第六条　その他の任務の調整された移行

ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲはそれぞれ、両国際刑事裁判所のその他の任務のメカニズムへの調整された移行（刑の執行の監督、国内当局による支援要請並びに記録及び公文書の管理を含む。）をできる限り速やかに確保するために必要な措置をとる。メカニズムの各支部の開始日に、メカニズムは、全ての関連する司法上又は訴追上の任務を遂行する。

第七条　所長、裁判官、検察官、書記及び職員についての移行措置

メカニズム規程、ＩＣＴＹ規程及びＩＣＴＲ規程の規定にかかわらず、

(a)　メカニズムの所長、裁判官、検察官及び書記は、ＩＣＴＹ又はＩＣＴＲの所長、裁判官、検察官及び書記の役職をそれぞれ務めることができる。

(b)　メカニズムの職員は、ＩＣＴＹ又はＩＣＴＲの職員であることができる。

○財務省告示第二百四十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年六月二十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年七月二十二日

財務大臣　野田　佳彦

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	一億円	百円八十四銭
〃	第九回	五億円	百円九十七銭
〃	第十回	一億円	百円四十四銭
〃	〃	一億円	百円四十九銭
〃	第十一回	五億円	百円五十銭
〃	〃	一億円	百円二十銭
〃	〃	十五億円	百円二十五銭
〃	第十二回	十億円	百円二十銭
〃	〃	十二億円	百円二十四銭
〃	〃	五億円	百円二十六銭
〃	〃	二十億円	百円二十八銭
〃	〃	七十億円	百円三十銭
〃	〃	十五億円	百円三十二銭
〃	第十三回	百億円	九十九円七十六銭
〃	〃	二十億円	九十九円七十七銭
〃	第十四回	十億円	百円九銭
〃	〃	五億円	百円十一銭
〃	〃	五億円	百円十二銭
〃	〃	三十五億円	百円十三銭
〃	〃	五億円	百円十四銭
〃	〃	百二十七億円	百円十五銭
〃	〃	三十九億円	百円十七銭
〃	第十五回	十億円	百円一銭
〃	〃	十六億円	百円三銭
〃	〃	二十五億円	百円五銭
〃	第十六回	五億円	九十九円七十六銭
〃	〃	五億円	九十九円七十八銭
〃	〃	二十億円	九十九円七十九銭
〃	〃	十六億円	九十九円八十銭
〃	〃	五億円	九十九円八十二銭
〃	第十七回	五億円	九十九円二十六銭
〃	〃	五億円	九十九円二十八銭
〃	〃	十億円	九十九円三十二銭
〃	〃	十億円	九十九円三十銭
〃	〃	五億円	百円十一銭
〃	第十九回	十億円	百円十二銭
〃	〃	三十億円	百円八十五銭
〃	第二十回	七億円	百円八十八銭
〃	〃	六億円	百円八十九銭
〃	〃	八十五億円	百円九十銭
〃	〃	十五億円	百円九十一銭
〃	〃	五億円	百円九十二銭
〃	第二十一回	十億円	百一円三十六銭
〃	〃	十五億円	百一円三十七銭
〃	第二十二回	四十九億円	百一円九十八銭
〃	〃	六十億円	百二円四銭
〃	〃	七十億円	百二円十銭